

新型コロナウイルス感染症罹患時の対応について

愛媛県立今治東中等教育学校 保健室

- 1 感染により学校を休むときは、Teams 等で必ず御連絡ください。
- 2 登校再開時に「学校感染症罹患届」をお渡しします。届は本校のホームページからダウンロードもできます。
- 3 届を保護者の方が記入し、学級・ホームルーム担任に御提出ください。

※ 早退時に届を渡されたり、ホームページからダウンロードしたりして、手元に届がある場合は、登校再開時に学級・ホームルーム担任まで御提出ください。

<新型コロナウイルス感染症の場合>

【新型コロナウイルス感染症 出席停止の期間の基準】

「発症した後5日を経過し①、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」②

- ・①と②の両方の条件を満たす必要があります。
- ・この基準より期間を短縮することは、想定されません。
- ・発症した日や症状が軽快した日の翌日を1日目とします。
- ・「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること
- ・無症状の場合は、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とすること

【参考】

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
検体採取日	無症状	無症状	無症状	無症状	無症状	登校可		
発症日	症状有	症状有	症状有	症状軽快	1日経過	登校可		
	症状有	症状有	症状有	症状有	症状軽快	1日経過	登校可	
	症状有	症状有	症状有	症状有	症状有	症状軽快	1日経過	登校可

○登校可能となっても、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。

○自宅での抗原検査キットによる陽性が出た場合は、医療機関等に連絡・受診し、医師の指示に従ってください。